

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5（2023）年9月26日

柏 崎 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	地域計画推進事業	12
2	利用権設定等促進事業に関する事項	13
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	13
(2)	利用権の設定等の内容	14
(3)	開発を伴う場合の措置	14
(4)	農用地利用集積計画の策定期間	14
(5)	要請及び申出	15
(6)	農用地利用集積計画の作成	15
(7)	農用地利用集積計画の内容	15
(8)	同意	16
(9)	公告	16
(10)	公告の効果	17
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	17
(12)	紛争の処理	17
(13)	農用地利用集積計画の取消し等	17
3	農地中間管理事業の実施促進に関する事項	17
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	18
(2)	区域の基準	18
(3)	農用地利用改善事業の内容	18
(4)	農用地利用規程の内容	18
(5)	農用地利用規程の認定	18
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	19
(7)	農用地利用改善団体の勧奨等	19
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	20
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	20
(1)	農作業の受委託の促進	20
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	20
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	21
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
(1)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	21
(2)	推進体制等	21

8	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	21
(1)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	21
(2)	新たに農業経営に取り組もうとする青年等の定着に向けた取組	22
(3)	関係機関等の役割分担	22
第6	その他	23

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は新潟県のほぼ中央に位置し、北西部は日本海に面し、その他三方は米山・東頸城丘陵・西山連峰などの山系とその支脈に囲まれ、農地は2級河川鯖石川・鶴川と別山川流域に形成された平坦地と、鯖石川・鶴川の下流に形成されたデルタ地帯に開けているほか、河川の両岸から山間沢地に棚田状に分布する中山間地域を有する。

気候は年間を通じて比較的温暖であるが、冬は北西の季節風が吹き荒れ、平野部は比較的積雪量が少ないものの、山間部に入るに従い急速に積雪量が増加し、住環境の差が生じている。

このような気候・地形・土壌等の諸条件から、農業生産の大半は水稻が占め、基盤整備の遅れから経営面積も小さく、そのほとんどが他産業に安定した就労の場を持つ兼業農家であるが、近年、転作を活用した大豆や園芸作物の取組が始まり、直売施設への地場野菜の供給、県営ほ場整備事業の導入等に向けた気運の高まりから営農組織づくりが進んでいる。

今後、このような農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本市の農業構造は、市街地近郊・平坦地・中山間地と様々な土地利用・条件の中、総農家数、販売農家数とも年々減少し、離農が進み、土地利用型農業を中心として担い手不足が深刻化している。また、農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、近年になって兼業農家の高齢化や、機械・施設の更新時や世代交代、ほ場整備事業の進展を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

特に、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の目標は、柏崎市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度。産地づくり推進交付金、中山間地域等直接支払制度交付金、農業の担い手に対する経営安定のための交付金等を含む。）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,500～1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、集落営農組織や農作業受託組合、規模拡大を志向する兼業農家も担い手として位置付け、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、農道、農業用排水路の維持管理が地域の協同作業により行われていること、山間地では大型機械作業が困難なことを踏まえ、現状を維持したいとする高齢農家や安定兼業農家、定年退職後の規模拡大志向農家も重要な経営形態と位置付ける。

※ 年間農業所得の「程度」は2割の範囲とする。

- 4 本市は、将来の本市農業を担う農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うことにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、地域計画の話し合い等を通じた地域の合意形成を図る。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主となった営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している本市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権の設定等を進める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業の受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。あわせて、集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存園芸産地の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制の整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進める。

なお、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるとともに、経営の複合化・多角化等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、本法や地域計画等のその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用は認定農業

者・認定新規就農者への集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした中山間地域等直接支払制度・ほ場整備事業・特定農山村法に基づく事業の実施に当たっても、当該地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定時において経営育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 これからの本市農業を担う経営体は、生産技術のみならず経営管理や情報収集能力に優れ、生産物の有利販売など消費者ニーズに即したマーケティング戦略を持つことにより、3に示す地域の他産業従事者並の労働時間と所得の実現を目指す。

特に、中山間地域においては、農業が基盤となっているものの、個々の経営規模が零細で、生産物の販売だけでは他産業並の所得確保が難しいことから、営農体制の再編や特産物の加工販売などの高付加価値化の推進と販売力強化、地域資源を活用したビジネス化の取組を推進する。

個別経営体については、農地の利用集積や園芸導入などにより、経営の規模拡大、複合化とともに、熟度に応じて法人化を推進する。また、法人化を選択しないまでも、世帯員の役割分担、就業条件、収益配分等を明確にし、世帯員個々の経営能力が発揮できるよう、家族経営協定の締結を一層推進する。

法人などの組織経営体については、経営の合理化とともに農産加工、流通・販売分野への参入や栽培品目の複合化などにより経営の複合化・多角化を促進する。また、新規就農者の受け入れや地域における就業の場の提供など、地域農業の中核的な担い手としての役割が果たされるよう支援する。

- 6 本市の令和4(2022)年の新規就農者は9人、過去5年間の平均は8人程となっており、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。このような状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や、新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間11人の当該青年等の確保を目標とする。

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,500~1,900時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まで支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心となる経営体へ育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

- 7 本市は、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センターと連携しつつ、認定農業者・認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進

的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を行う。

第2 農業の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 (主食用米、加工用米、輸出用米)	(作付面積) 水稲 17.0ha ※うち非主食用米 6.0ha (経営面積) 自作地=3.0ha 借入地=14.0ha	(資本装備) ・トラクター 1台 ・田植機 1台 ・コンバイン 1台 ・格納庫 1棟 ・育苗ハウス 1棟 ・軽トラック 1台 ・トラック2t車 1台 ・乾燥機 2台 ・色彩選別機 1台 ・精米機 1台 (その他) ・経営耕地は連担化した農地	・農業経営改善計画に基づく営農の実施 ・複式簿記による青色申告を実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保
水稲 + 酪農	(作付面積) 水稲 4.0ha ※うち非主食用米 1.9ha (経営面積) 自作地=1.0ha 借入地=3.0ha (飼育頭数) 乳用牛 経産牛 50頭	(資本装備) ・トラクター 1台 ・田植機 1台 ・コンバイン 1台 ・格納庫 1棟 ・軽トラック 1台 ・蓄舎 1棟 ・飼料タンク ・堆肥舎 1棟 ・尿溜 ・ミルカー、バルククーラー、バークリーナー、ダンプトラック (その他) ・耕うん・代かき以外の基幹作業は外部委託、乾燥調製はCE利用	・農業経営改善計画に基づく営農の実施 ・複式簿記による青色申告を実施	・休日制の導入 ・酪農ヘルパーの活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 露地野菜	(作付面積) 水稲 15.0ha ※うち非主食 用米 4.8ha えだまめ 1.0ha (経営面積) 16.0ha	(資本装備) ・トラクター 1台 ・田植機 1台 ・コンバイン 1台 ・格納庫 1棟 ・育苗ハウス 1棟 ・軽トラック 1台 ・トラック 2t車 1台 ・乾燥機 2台 ・色彩選別機 1台 ・精米機 1台 (その他) ・経営耕地は連担化した農地 ・えだまめの主要機械はJA 所有機械を借入、出荷調製は JA施設利用	・農業経営改善計 画に基づく営農 の実施 ・複式簿記による 青色申告を実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用従事者の確保

(注) 生産方式において、主要資本装備・前提条件があり、営農類型によって異なる。

組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 大豆	(作付面積) 水稲 40ha ※うち非主食用 米 8.8ha) 大豆 10ha (経営面積) 50ha	(資本装備) ・トラクター 3台 ・田植機 2台 ・直播アタッチメント 1台 ・コンバイン 2台 ・乾燥機 4台 ・色彩選別機 1台 ・ドローン 1機 ・軽トラック 3台 ・育苗ハウス 4棟 ・トラック 2t車 1台 ・格納庫兼事務所 1棟 (その他)	・農業経営改善計 画に基づく営農 の実施 ・複式簿記による 青色申告を実施 ・体質強化のため 法人化を図る	・休日制の導入 ・社会保険への加 入 ・農繁期の臨時雇 用従事者の確保を 図る

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 ＋ 露地野菜	(作付面積) 水稲 34ha ※うち非主食用 米 8.6ha たまねぎ 3.0ha えだまめ 3.0ha カリフラワー 1.0ha (経営面積) 41.0ha	(資本装備) ・トラクター 2台 ・田植機 2台 ・コンバイン 2台 ・たまねぎ播種機 2台 ・えだまめ播種機 1台 ・ブームスプレヤー 1台 ・格納庫兼事務所 1棟 ・軽トラック 2台 ・育苗ハウス 1棟 (その他) ・たまねぎは、は種を除く主要機械はJA所有機械を借入 ・えだまめの出荷調製はJA施設利用	・農業経営改善計画に基づく営農の実施 ・複式簿記による青色申告を実施 ・体質強化のため法人化を図る	・休日制の導入 ・社会保険への加入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保を図る	

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は、第1の3に定める年間農業所得目標の5割程度を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう、必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、地域振興局、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 本市農業委員会を始めとした関係団体は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業普及指導センター及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、支援センター、本市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

本市は、市街地近郊・平坦地・中山間地と様々な土地利用・条件の中、総農家数、販売農家数とも年々減少し、離農が進み、担い手不足が深刻化している。また、近年になって兼業農家の高齢化や、引退が進み、機械・施設の更新時や世代交代、ほ場整備事業の進展を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

その中で、高柳町地区においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地については、一部遊休農地となってきており、近年増加傾向にあるため、今後の対策が課題となっている。

(2) 今後の見通し

本市においては、ほ場整備が下記の計画で進行しており、それを契機として担い手への農地集積が進むものとする。

地区名	整備及び計画の状況
西山町長嶺	令和5(2023)年度完了予定
本条	令和6(2024)年度完了予定
畔屋	令和7(2025)年度完了予定
西山町五日市・内方	令和7(2025)年度完了予定
西山町和田	令和7(2025)年度完了予定
黒滝	令和8(2026)年度完了予定
山口	令和8(2026)年度完了予定
中鯖石南部	令和11(2029)年度完了予定
矢田	令和12(2030)年度完了予定
西山中部	令和14(2032)年度完了予定

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を9割(4,356ha)程度まで進めることを目標とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
90% (4,356ha)	(農業振興地域内農用地区域面積の内)

(注)「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稻については耕起、

代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

区 分	営 農 類 型	育成すべき経営体の目標	備 考
個別経営体	水稻(主食用米、加工用米、輸出用米)	113	
	水稻+酪農	2	
	水稻+露地野菜	80	
組織経営体	水稻+大豆	20	
	水稻+露地野菜	20	
合 計		235	

(注) 目標年次はおおむね10年先とする。

(3) 農用地利用等の将来ビジョン実現に向けた取組

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

特に、中山間地域における担い手不足の課題については、地域計画の策定を通じて、将来の農業の在り方を話し合うことで、農用地や環境保全に努めながら、農地の集約化を図り、担い手が営農しやすい環境づくりを図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域性、すなわち水稲単一経営や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ・ 地域計画推進事業
- ・ 利用権設定等促進事業
- ・ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ・ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ・ 平坦部においては、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業（法第18条第1項の協議の場の設定の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項）

(1) 法第18条第1項の協議の場の設定の方法について

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設定する区域ごとに、本市として基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都道府県、その他の関係者と市、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興部農林水産課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準について

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項について

本市は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合。土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

※ 地域計画が策定されるまでの間、利用権設定については以下(1)~(13)によるものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第 18 条第 2 項第 6 号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあつては、a、d 及び e に掲げる要件の全て）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、a に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

イ 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

ウ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続

期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のウの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 本市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、(5)のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- エ アに規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- カ アに規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- キ アに規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料(法人である場合には定款の写しを含む)を市長に報告する旨
 - (ア) アに規定する氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - (イ) アに規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - (ウ) (イ)の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - (エ) アに規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - (オ) 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - (カ) アに規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への常時状況
 - (キ) その他参考となるべき事項
- ク アに規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ケ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のイに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が 20 年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のイの規定による

農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからケまでに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 本市は、旧法第 19 条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

(イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

イ 本市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) 旧法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき

(イ) アの勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

ウ 本市は、イの取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の公報に掲載すること等により行う。

エ なお、ウの規定による公告があったときは、イの取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

3 農地中間管理事業の実施促進に関する事項

(1) 本市は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分

理解され、地域一体となって事業を進めるとの合意形成が行われるよう、普及啓発活動等を行う。

- (2) 市、農業委員会、農業協同組合等は農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業等を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは基本要綱参考様式第 6-1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - (ウ) (4)の(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。
 - (ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 - エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勸奨等
- ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有

者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5)のイに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(新潟県農林公社)等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要である。そのため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供を推進し、地域計画の策定に向けた協議の場で農作業受委託の活用を円滑に行い、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カンントリーエレベーターの利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、柏崎市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稻作、大豆作等を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、ほ場整備実施地区では、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。また、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が近い将来の進路の一つとなるよう、教育機関や教育委員会と連携しながら、生産者との交流の場を設ける、また、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広める。

(2) 新たに農業経営に取り組もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して当該青年等の営農状況を把握、共有しながら研修や巡回指導など、効率的かつ適切なフォローアップを実施していく。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会への参加を促すとともに、柏崎市認定農業者等連絡協議会との交流の機会を設ける。また、商工会等とも連携して、柏印柏崎青果株式会社や愛菜館等の直売所への出荷のためのアドバイスをを行い、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業普及指導センターが実施する簿記記帳をはじめとした経営管理手法の習得を目的とした研修会への参加誘導や、各種情報の提供により、支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、指導農業士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成6年5月27日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年10月5日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成19年5月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和3年10月20日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

別紙1（第5の2の(1)カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - (2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
 - (2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の2の(2)関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1 存続期間は原則として3年、6年、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、6年、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算出される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定められる日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

- 2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
1の存続期間（又は残存期間）に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の借賃の算定基準の3と同じ。</p>	1の借賃の支払方法に同じ。	1の有益費の償還に同じ。

- 3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間	損益の算定基準	損益の決済方法	有益費の償還
1の存続期間（又は残存期間）に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当っては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	1の借賃の支払方法に同じ。 この場合において、1の借賃の支払方法中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	1の有益費の償還に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払方法	所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>